

野迫川村 第10期高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】



令和6（2024）年3月
野 迫 川 村

計画の基本的な考え方

■ 計画策定の趣旨

野迫川村では、これまで、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

さらに今後は、現代の複雑化した様々な課題に対応するために、公的サービスだけでなく、あらゆる村民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが重要です。また、少子高齢化と人口減少が深刻化している状況においても、「地域包括ケアシステム」を構築し、維持し続けていくことが必要であり、「地域共生社会」の実現に向けて、中核的な基盤となりえる「地域包括ケアシステム」をさらに深化させていかなければいけません。

以上のような動向を踏まえながら、これまでの取り組みを継承しつつ、村内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、「野迫川村第10期高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定します。

■ 計画の位置づけ

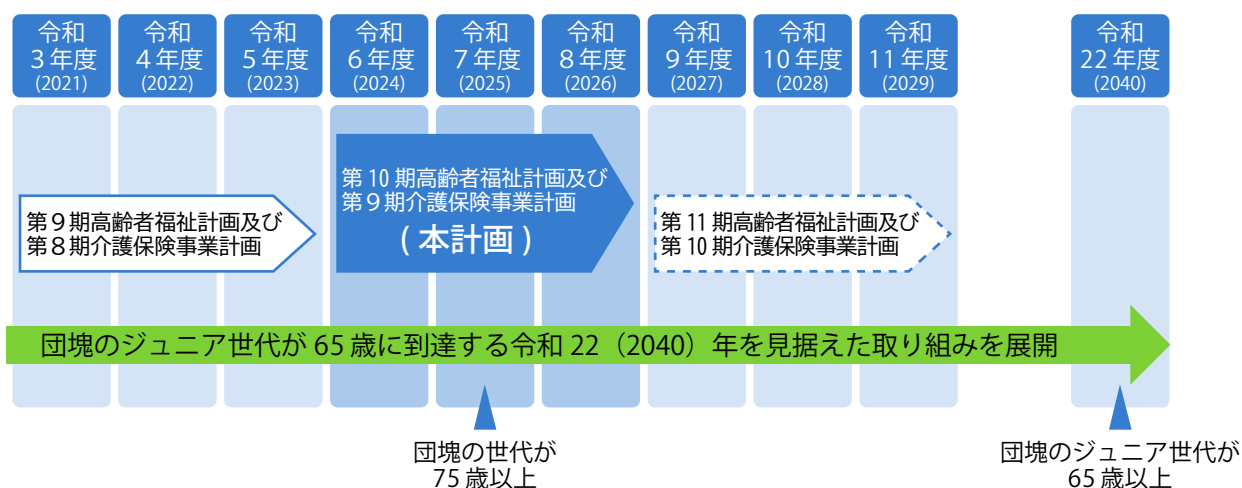
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、策定するものです。高齢者福祉計画は介護保険事業計画を内包する位置付けにあることから、本村では両計画を一体化し策定します。

また、本計画は、「野迫川村総合計画2020」を最上位計画とし、上位計画として村の地域福祉を推進するための「野迫川村地域福祉計画」をはじめ、関連計画との連携・調和を図ります。

■ 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

また、本計画では、団塊のジュニア世代が65歳に到達する令和22(2040)年度に向けて、中長期的な視野に立ち、段階的に施策を展開します。

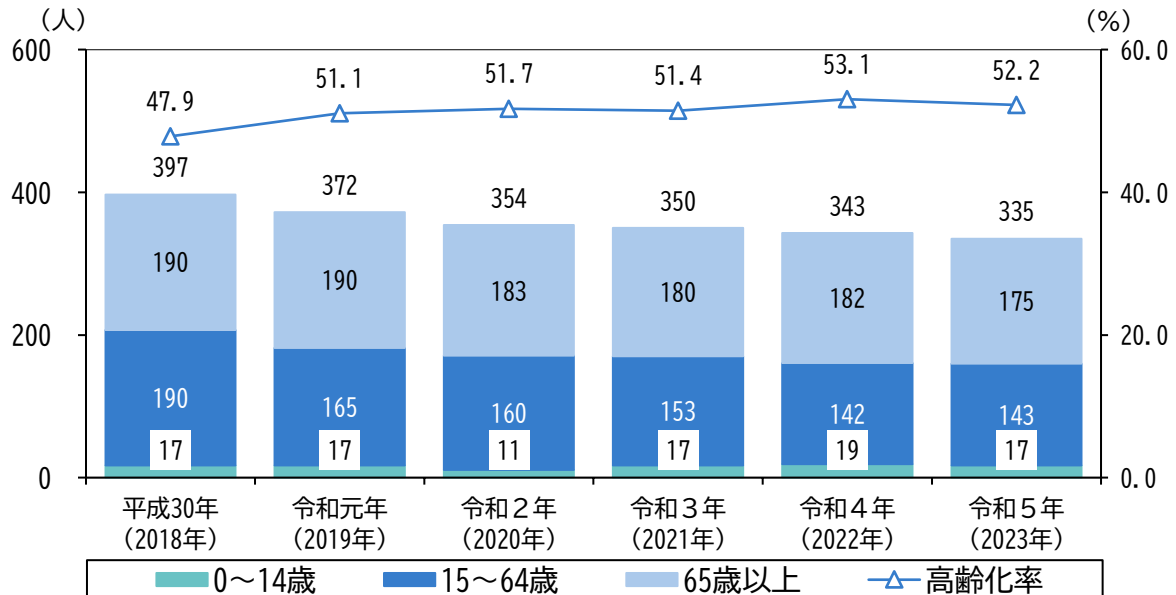


高齢者等の状況

■ 人口及び高齢化率の推移

本村の総人口は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年は335人となっています。

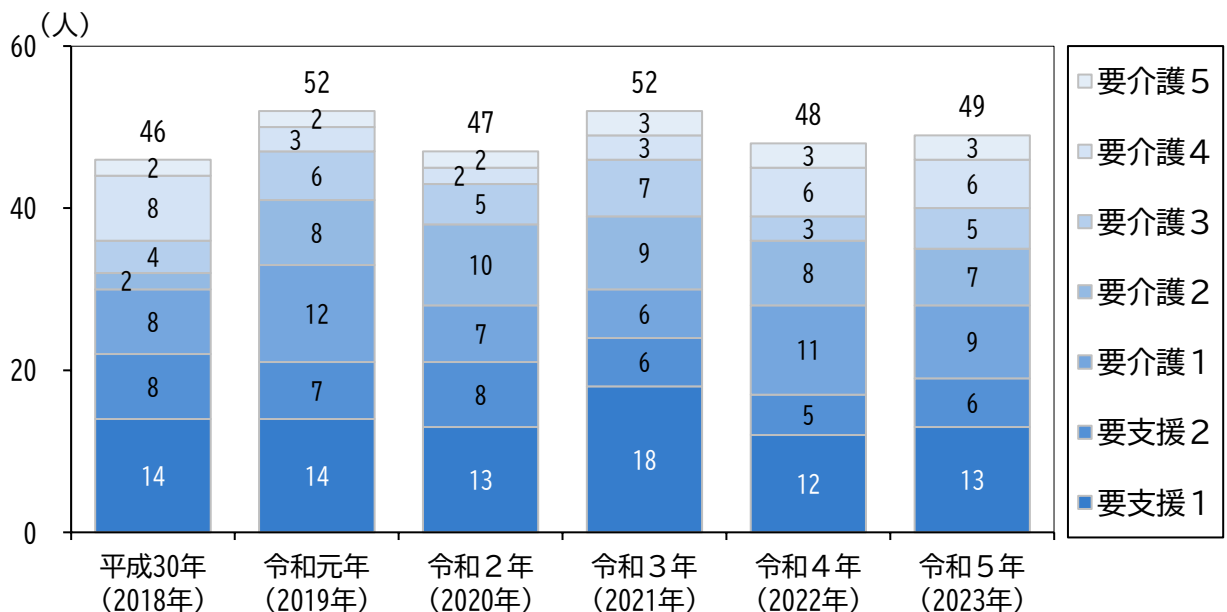
また、65歳以上人口についても概ね減少傾向で推移しており、令和5（2023）年は175人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は52.2%となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■ 要支援・要介護認定者数の推移

本村の要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年で49人となっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年9月月報）

計画の基本理念と施策体系

本村では、住民だれもが長寿を喜び、世代や性別を超えて協働と連帯の精神に支えられた地域社会の中で、高齢者が健やかに、一人ひとりが自立していきいきと暮らすことができるまちづくりを目指し、高齢者福祉施策を推進してきました。

本計画においても、これまでの基本理念を引き継ぎ、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域住民・事業者・行政それぞれが主体的に参画し、協働と連帯に基づくパートナーシップを構築しながら、その実現を目指します。

基本理念 1 高齢者の尊厳と自主性の尊重

人間性が尊重され、高齢者になっても、すべての高齢者が社会を支える一員であり、個人として尊重され、尊厳を保ち、自分らしく生活できる地域を目指します。

施策の方向

施策の項目

高齢者の尊厳の確保

人権意識の普及啓発

権利擁護の推進

基本理念 2 高齢者の自立に向けた総合支援

高齢者が自らの意思に基づき、その能力に応じて可能な限り自宅で、自立した日常生活が営めるよう、自らサービスを選択・決定できる環境整備を目指します。

施策の方向

施策の項目

高齢者の生きがいの推進

生涯学習、文化活動、レクリエーション活動の促進

高齢者の社会参加と参画の促進

自立した生活の支援

生活支援サービスの充実

家族介護者への支援

認知症高齢者への支援の充実

認知症に対する正しい知識の普及啓発

認知症の予防・早期発見・早期対応の推進

認知症高齢者の見守り・支援体制の強化

施策の方向

施策の項目

健康づくり・介護予防の充実

健康づくりの推進

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

自立支援、介護予防・重度化防止の確実な実行

介護サービスの充実

介護サービス基盤の整備・安定供給

介護人材の確保・資質向上及び業務効率化

介護保険制度の適正かつ円滑な運営

基本理念 3 支えあう地域社会づくり

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中核に据え、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域住民・事業者・行政それぞれが主体的に参画し、協働と連帯に基づくパートナーシップを構築しながら、地域全体で高齢者を支える地域社会づくりを目指します。

施策の方向

施策の項目

地域包括ケアシステムの 深化・推進

地域包括支援センターの運営・体制強化

医療・介護・保健福祉の連携強化

地域福祉活動の支援

地区組織活動の支援

地域と行政の協働による地域包括ケアシステムの推進

快適な住宅・住環境の推進

高齢者にやさしい居住環境の推進

ユニバーサルデザインの村づくりの推進

安全・安心な生活環境の推進

災害に備えた高齢者支援体制の確立

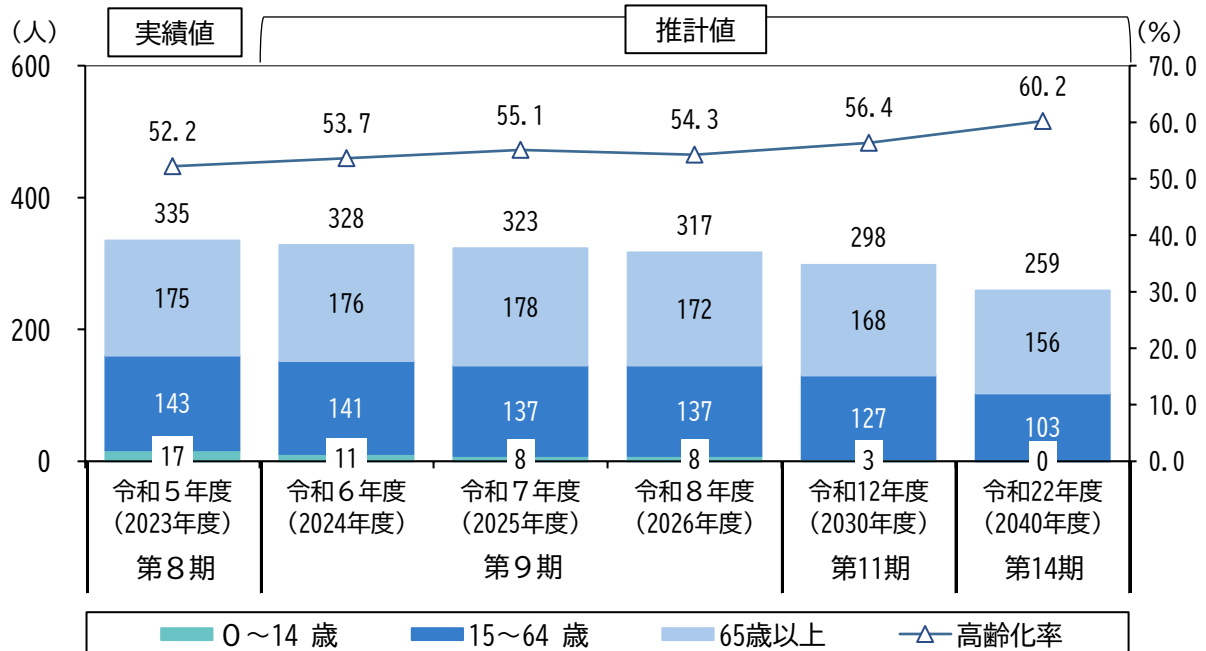
感染症対策の推進

事故や犯罪から高齢者を守る取り組み

高齢者等の見込み

■ 人口推計

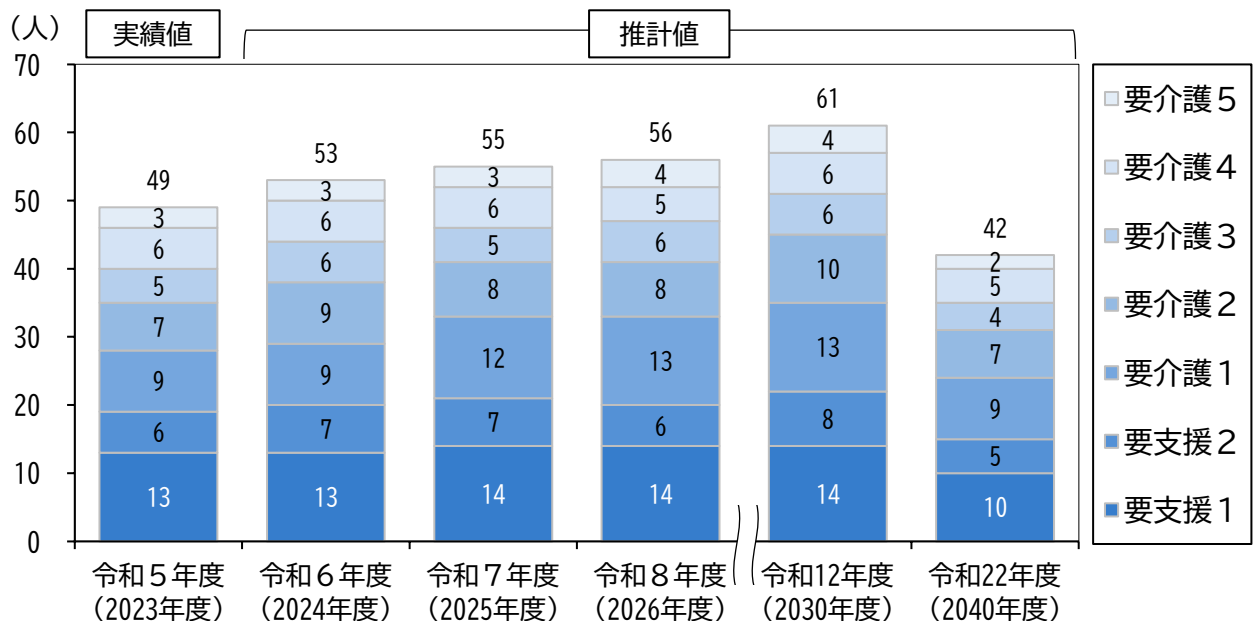
今後の本村の総人口を推計すると、本計画期間の最終年度の令和8(2026)年度には、総人口は317人になると見込まれます。



令和元(2019)年から令和5(2023)年の各年10月1日現在の住民基本台帳の男女別年齢別人口を用い、コーホート変化率法(各コーホート(同じ年に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法)で人口を推計

■ 要支援・要介護認定者の推計

今後の要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)を推計すると、令和8(2026)年度には56人になると見込まれます。

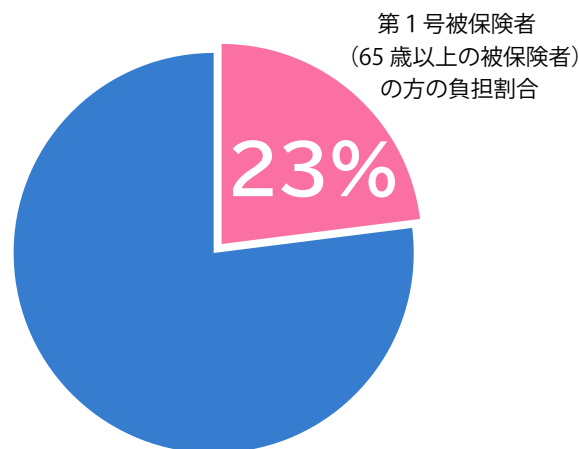


資料：令和5年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告」(9月月報)

介護保険事業費の見込み

■ 介護給付等の財源

介護保険事業費の財源は、第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の保険料、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）の保険料、国、奈良県、本村、国の調整交付金によって構成され、第9期計画期間（令和6年度から令和8年度）における第1号被保険者の方の負担割合は第8期に引き続き23%となっています。



ただし、公費のうち「国の調整交付金」は、市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の人）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。

■ 介護保険事業費の見込み

介護保険サービスにかかる費用である介護給付費、介護予防給付費に諸費用を加えた標準給付費見込額と、地域支援事業費の第9期計画期間（令和6年度から令和8年度）の見込みは以下の通りとなります。

(単位：円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
介護給付費	59,861,000	63,505,000	62,696,000	186,062,000
介護予防給付費	3,073,000	3,076,000	3,004,000	9,153,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	5,164,820	5,366,501	5,464,074	15,995,395
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	1,991,700	2,069,474	2,107,101	6,168,275
高額医療合算介護サービス費等給付額	0	0	0	0
算定対象審査支払手数料	39,675	41,175	41,925	122,775
標準給付費見込額(A)	70,130,195	74,058,150	73,313,100	217,501,445
地域支援事業費(B)	11,070,741	11,070,741	11,070,741	33,212,223
第1号被保険者負担分相当額 ((A+B)×0.23)	18,676,215	19,579,645	19,408,283	57,664,144

第 1 号被保険者の介護保険料（年額）

所得段階	所得の条件		基準額 に対する 割合	保険料 (年額)
第 1 段階	本人が住民税非課税	生活保護を受給している方	基準額 × 0.285※	21,696 円
		老齢福祉年金を受給している方		
		公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方		
第 2 段階	本人が住民税非課税	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額 × 0.485※	36,924 円
第 3 段階		公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超えている方	基準額 × 0.685※	52,152 円
第 4 段階	世帯非課税	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.9	68,532 円
第 5 段階 保険料基準額		公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超えている方	基準額 × 1.0	76,140 円
第 6 段階	本人が住民税課税	合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.2	91,368 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 × 1.3	98,988 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 × 1.5	114,216 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額 × 1.7	129,444 円
第 10 段階		合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額 × 1.9	144,672 円
第 11 段階		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額 × 2.1	159,900 円
第 12 段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額 × 2.3	175,128 円
第 13 段階		合計所得金額が 720 万円以上の方	基準額 × 2.4	182,736 円

※ 第 1 ～ 第 3 段階の割合は、「公費による保険料軽減の強化」による軽減幅を反映後の割合

保険料基準月額

第 9 期計画期間の第 1 号被保険者の保険料基準月額は「6,345 円」となります。

第 8 期計画期間
(令和 3 年度～令和 5 年度)
6,345 円



同額

第 9 期計画期間
(令和 6 年度～令和 8 年度)
6,345 円

野迫川村第 10 期高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画【概要版】

■発行年月 令和 6 (2024) 年 3 月

■編集・発行 野迫川村住民課

〒 648-0392 奈良県吉野郡野迫川村大字北股 84 番地

TEL : 0747-37-2101 (代表) FAX : 0747-37-2107